

參考資料

電波利用料制度に関する電波法の規定

料額、使途、納付義務者(特例措置)の範囲は法定

1 料額に関する規定(抜粋)

(電波利用料の徴収等)

第三条の二 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許の日に相当する日～から起算して三十日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日～から始まる各一年の期間～について、次の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額～を国に納めなければならない。【料額表は次ページ参照】

2 免許人が既開設局の免許人である場合における当該既開設局に係る前項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更～の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額)」とあるのは、「金額)に、当該免許人に係る特定周波数変更対策業務～に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更～の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。【金額は次ページ参照】

電波利用料料額表

(平成11年5月21日改正)

区分	電波利用料額 (年額：円)	代表的な無線局の例
1 移動する無線局(3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	600	簡易無線局 船舶局
2 移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(8の項に掲げる無線局を除く。)	5,500	基地局(PHS等) 海岸局
3 人工衛星局(8の項に掲げる無線局を除く。)	24,100	通信衛星放送衛星
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	10,500	インテルサット地球局
5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、または携帯して使用するために開設する無線局であって、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(8の項に掲げる無線局を除く。)	2,200	船舶地球局 航空機地球局
6 放送をする無線局(3の項及び7の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。)	23,800	テレビジョン放送中波 放送
7 多重放送をする無線局(3の項に掲げる無線局を除く。)	900	音声多重放送文字多 重放送
8 実験無線局及びアマチュア無線局	500	実験局 アマチュア局
9 その他の無線局	16,300	固定局
上記区分にかかわらず、電波法第27条の2に定める包括免許	開設無線局数に 540円を乗じた額	携帯電話 衛星携帯電話

テレビジョン放送をする無線局の追加徴収額(平成15年度～平成22年度)(料額は政令で規定)

(平成15年9月1日施行)

	大規模局	中規模局	小規模局
出力	VHF:50kW以上	VHF:0.1W以上50kW未満	VHF:0.1W未満
	UHF:100kW以上	UHF:0.2W以上100kW未満	UHF:0.2W未満
料額(年額:円)	310,000,000	83,000	620

2 用途に関する規定(抜粋)

(電波利用料の徴収等)

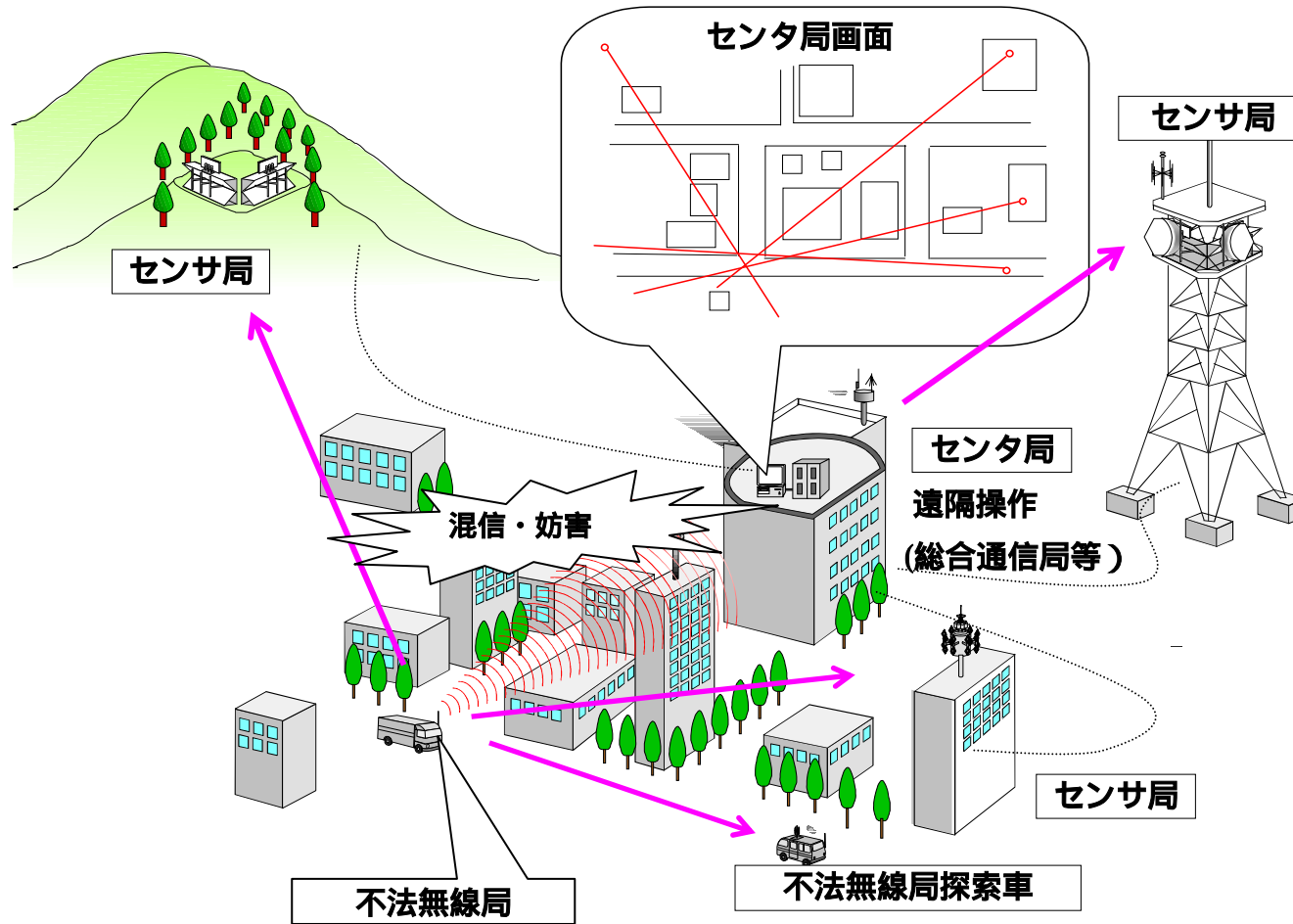
第百三条の二

3 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用～の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭をいう。

- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 二 総合無線局管理ファイル～の作成及び管理
- 三 電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
- 四 特定周波数変更対策業務

電波監視

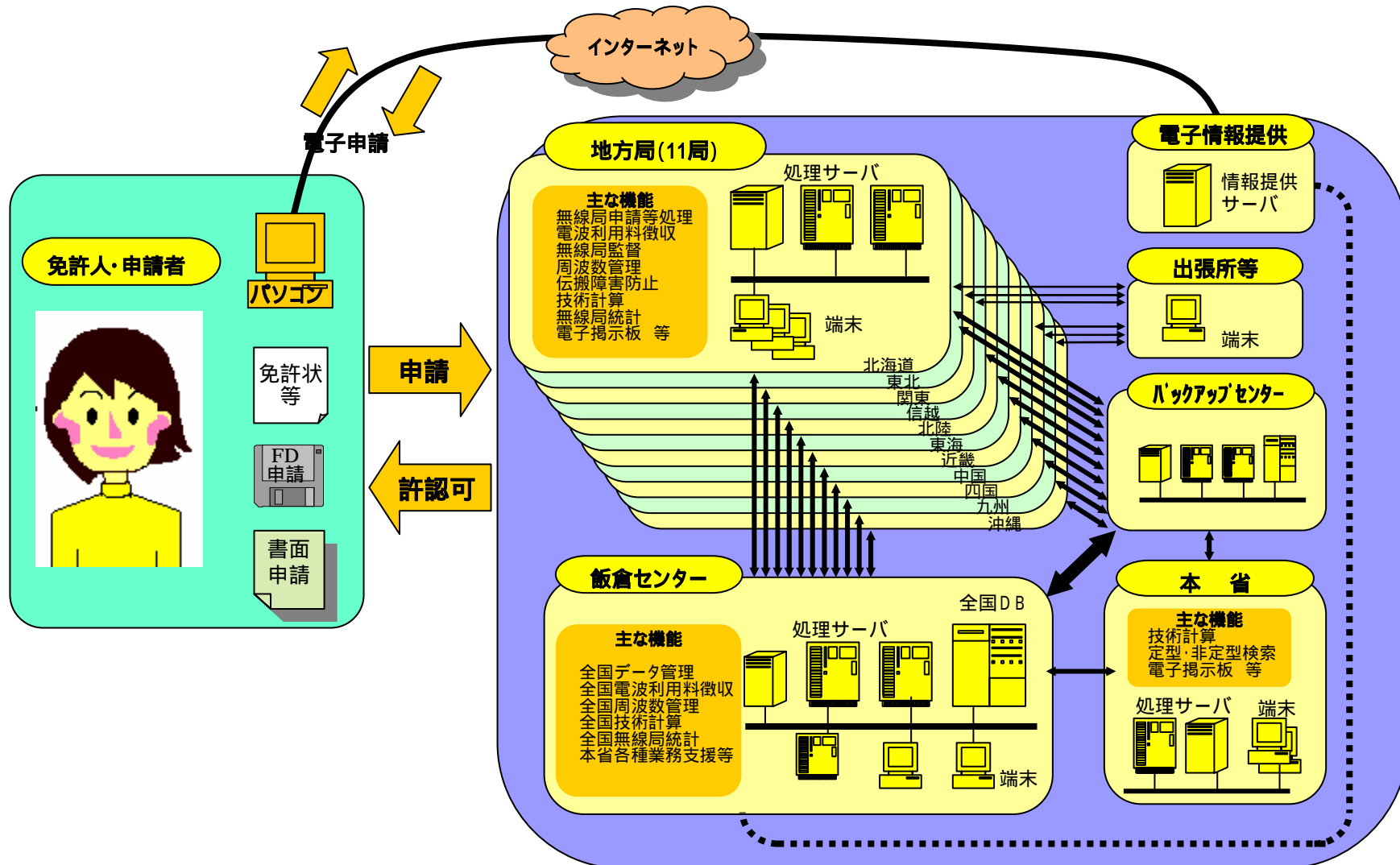
重要無線通信への妨害等への迅速な対処等のため、電波監視施設を整備・運用



電波監視施設の運用イメージ

無線局データベースの運用

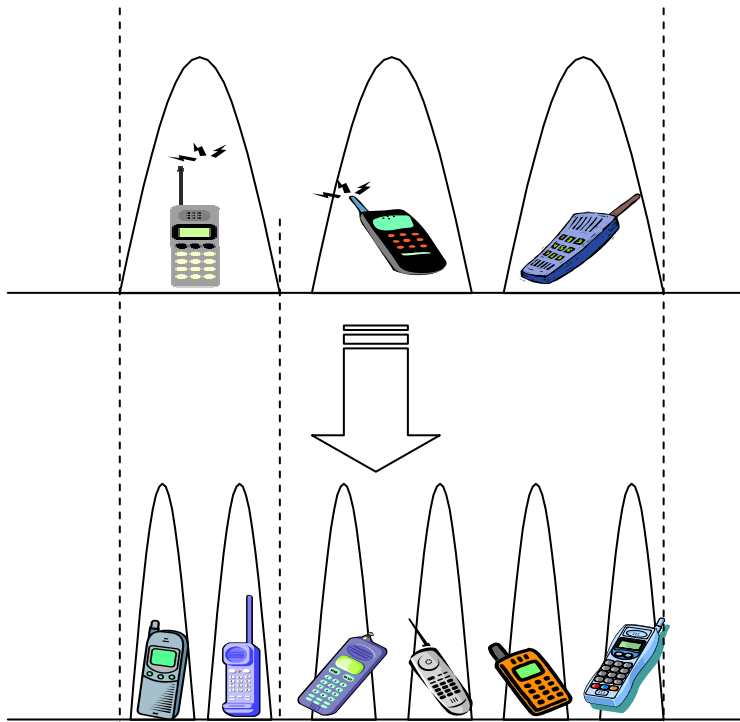
無線局監理事務の効率化、電波の利用者への行政サービスの向上等のためデータベースを構築



技術試験事務

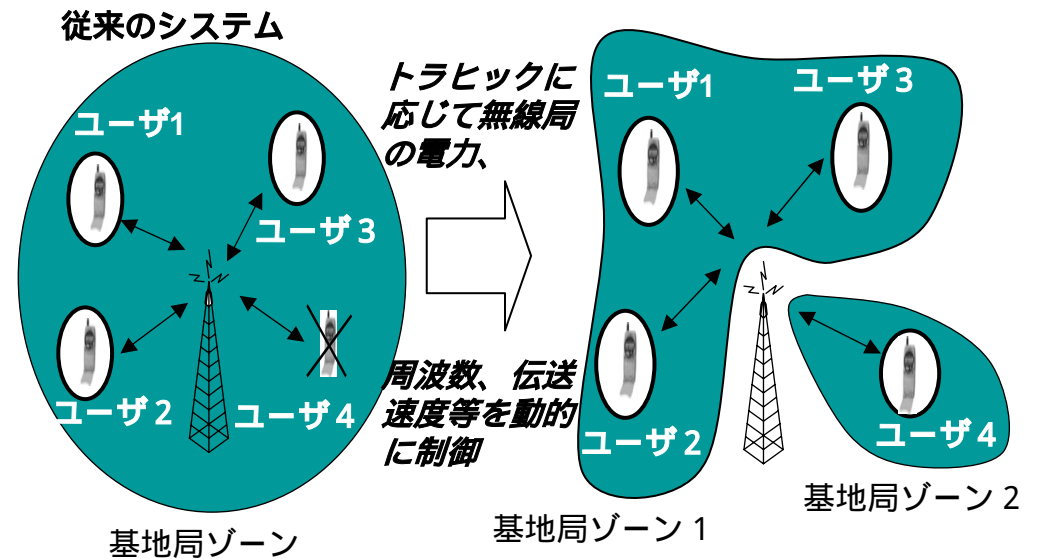
周波数の逼迫により生じる混信・輻輳を解消又は軽減するため、電波の有効利用のための実用段階の技術開発を実施

周波数帯域幅を縮小する技術



1局あたりの使用周波数帯域幅を従来の半分にし、収容効率を高める。

無線局のインテリジェント化技術



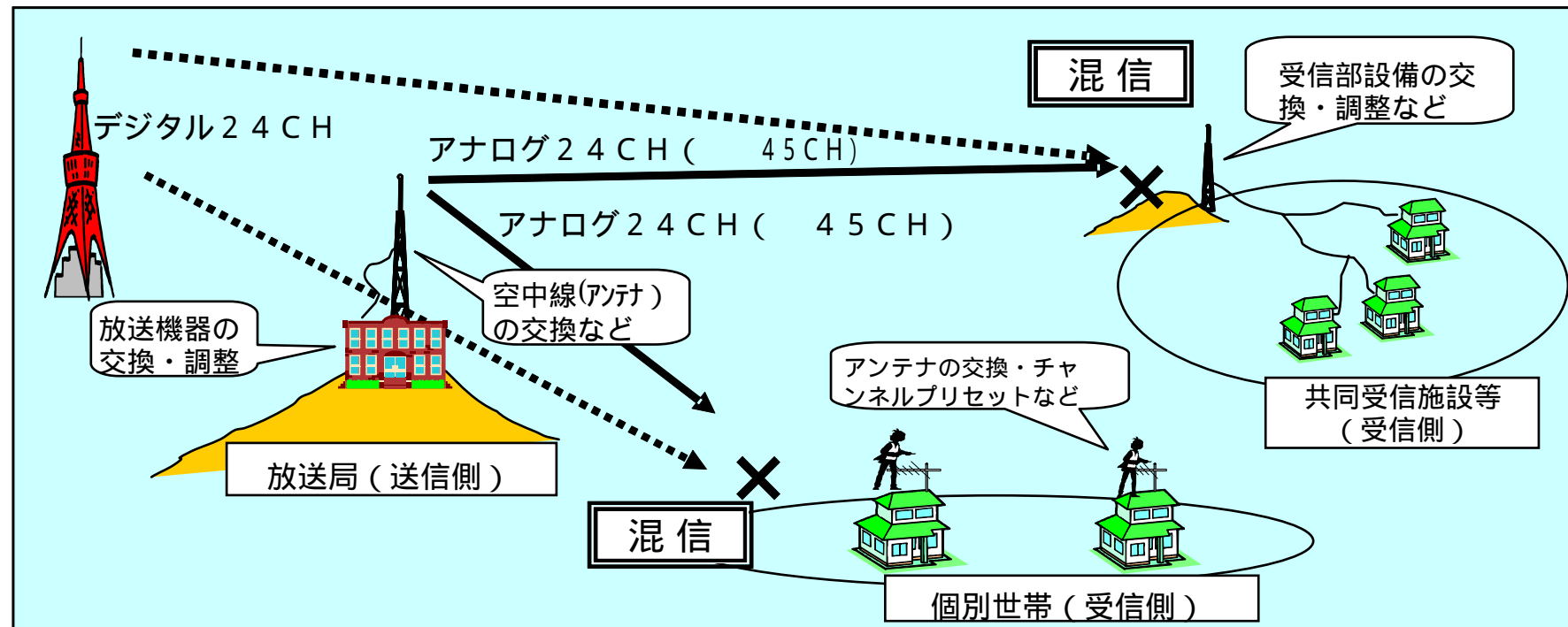
基地局ゾーン形状の適正な設定により、限られた周波数帯域内で、より多くのユーザを収容

アナアナ変換（特定周波数変更対策業務）

我が国の厳しい周波数事情の中、デジタル放送用の電波を発射できる環境を確保するため、現行のアナログ放送のチャンネルを変更

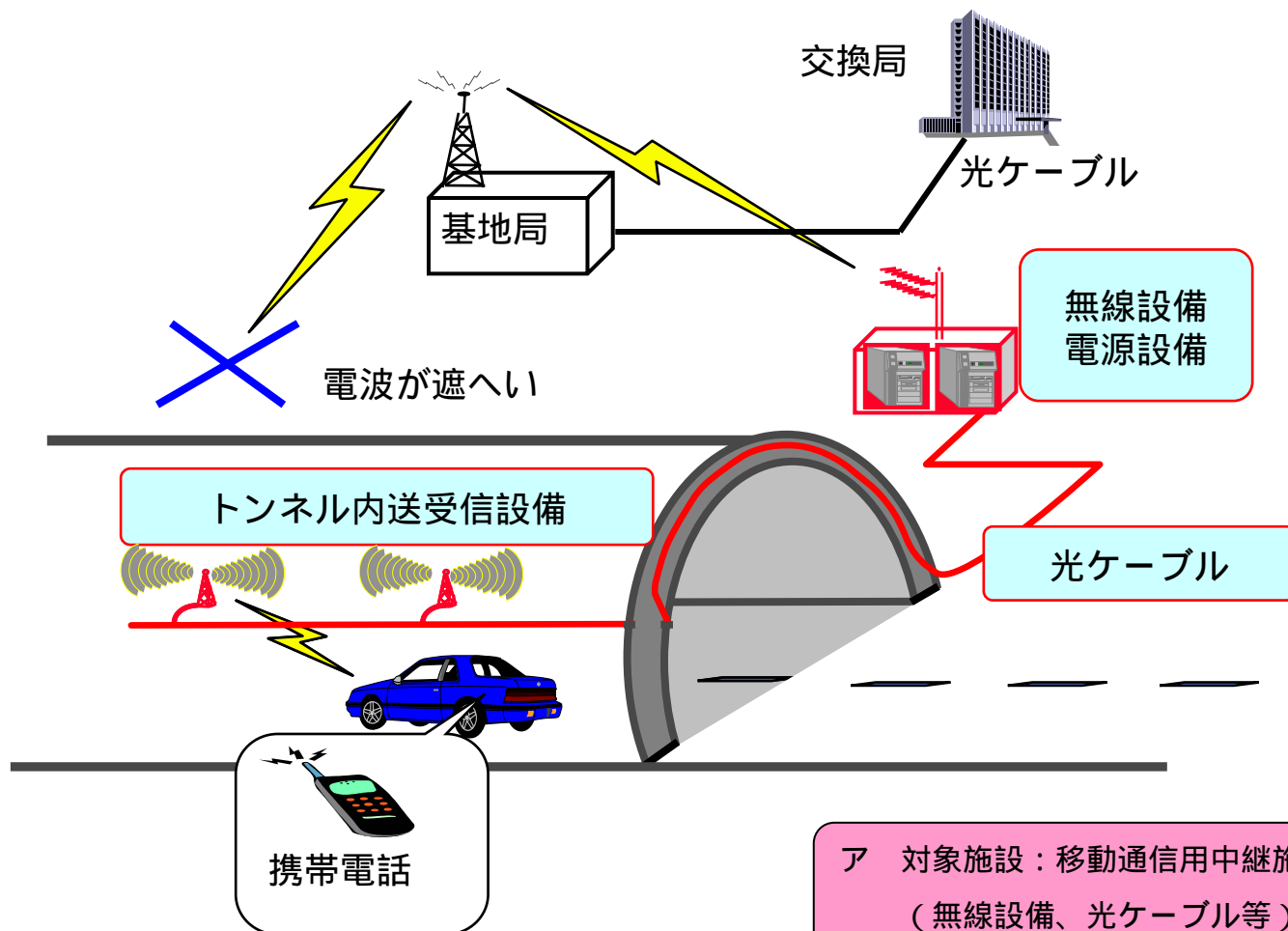
➡ 空き周波数を確保して周波数逼迫に対応

（参考）イメージ図



電波遮蔽対策事業の支援

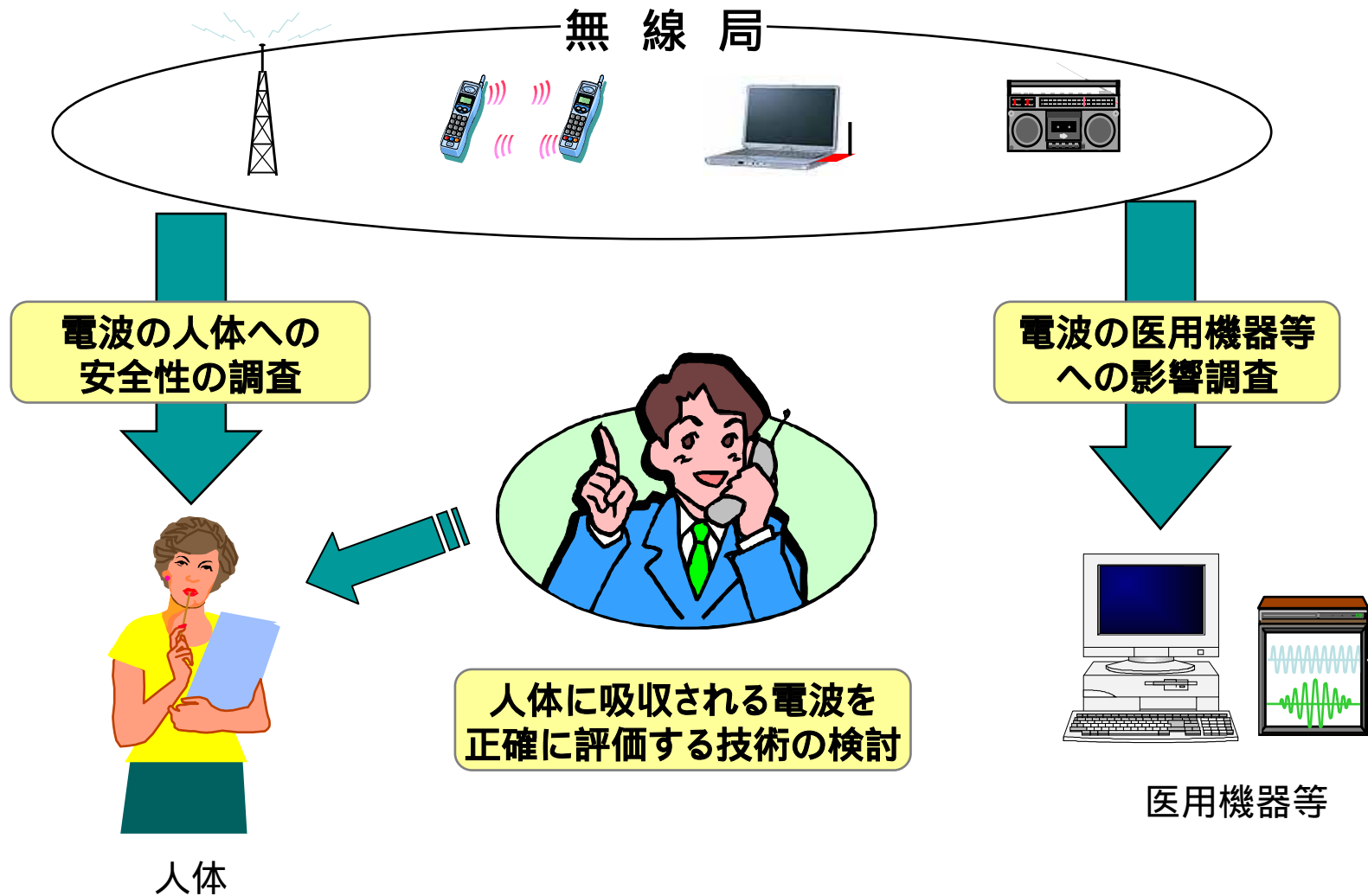
高速道路等のトンネル又は地下街等の閉塞地域においても、携帯電話等が利用できるようにするなど電波の適正な利用を確保



- ア 対象施設：移動通信用中継施設
(無線設備、光ケーブル等)
- イ 国の補助率：1 / 2

電波の安全性確保のための調査

電波の人体への安全性に関する調査等を実施



3 納付義務者(特例措置)の範囲に関する規定(抜粋)

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二

- 6 第一項、第二項及び前二項の規定は、次に掲げる無線局の免許人には、適用しない。
- 一 第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局(注：外国の船舶・航空機局)
 - 二 地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法～第九条～の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの
 - 三 地方公共団体又は水防法～第二条第一項に規定する水防管理団体が開設する無線局であつて、都道府県知事、同条第二項に規定する水防管理者又は水防団が水防事務の用に供するもの
- 7 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法～第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの～の免許人が納めなければならない電波利用料の金額は、第一項、第二項、第四項及び第五項の規定にかかわらず、当該各項の規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

(国等に対する適用除外)

第百四条 国については第百三条、第百三条の二及び第九章の規定、独立行政法人通則法～第二条第一項に規定する独立行政法人～については第百三条及び第百三条の二の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、第百三条及び第百三条の二の規定の適用があるものとする。